非営利法人委員会実務指針第44号

私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例

2025 年 5 月 22 日
日本公認会計士協会

項番号

Ⅰ　本実務指針の範囲及び適用
１．本実務指針の範囲 1
２．適用時期 4
３．背景 5
４．定義 6
Ⅱ　会計監査人設置の有無による監査制度の枠組み
１．監査制度の概要 7
(1) 学校法人において作成する書類の一覧..... 10
(2) 監査対象 11
(3) 学校法人会計基準又は所轄庁の指示に基づく会計処理の特例..... 15
(4) 監査報告書の文例との対応関係..... 17
２．私学法に基づく監査に関する財務報告の枠組み..... 18
３．助成法に基づく計算書類の監査に関する財務報告の枠組み..... 24
(1) 学校法人が学校法人会計基準等に定める特例を適用していない場合..... 25
(2) 学校法人が学校法人会計基準等に定める特例を適用している場合..... 26
４．助成法に基づく内訳表の監査に関する財務報告の枠組み..... 27
Ⅲ　会計監査人設置学校法人の私学法に基づく監査
１．法令に定める計算書類及び監査対象
(1) 計算関係書類..... 28
(2) 収益事業の取扱い..... 29
(3) 財産目録 30
２．監査上の留意事項
(1) 監査報告書日付..... 32
(2) 宛先 33
(3) 継続法人の前提..... 34
３．その他の記載内容 35
４．記載順序 36
Ⅳ　会計監査人設置学校法人の助成法に基づく監査 37

１．法令に定める計算書類及び監査対象
(1) 助成法において提出が求められる書類 38
(2) 計算書類及びその附属明細書 39
(3) 内訳表 40
２．監査上の留意事項
(1) 監査報告書日付 41
(2) 宛先 43
３．その他の記載内容 44
４．記載順序 46
Ⅴ　会計監査人非設置知事所轄学校法人の助成法に基づく監査
１．法令に定める計算書類、内訳表及び監査対象
(1) 計算関係書類 47
(2) 収益事業の取扱い 49
(3) 内訳表 50
２．監査上の留意事項
(1) 所轄庁の告示等の確認 52
(2) 学校法人会計基準等の特例の適用状況の確認 53
(3) 財務報告の枠組みの検討 54
(4) 監査報告書日付 55
(5) 宛先 56
(6) 継続法人の前提 57
３．その他の記載内容 58
４．記載順序 59

付録　独立監査人の監査報告書の文例

《Ⅰ　本実務指針の範囲及び適用》

《１．本実務指針の範囲》

１．本実務指針は、私立学校法第 86 条第１項及び第 104 条第２項の規定に基づいて会計監査人が実施する監査（以下「私学法監査」という。）及び私立学校振興助成法第 14 条第２項の規定に基づいて公認会計士又は監査法人が実施する監査（以下「助成法監査」という。）において、留意する事項を取りまとめたものである。

２．本実務指針の適用に際し、関連する監査基準報告書は、主として以下のとおりである。

- 監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」（以下「監基報 210」という。）
- 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」
- 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」
- 監査基準報告書 560「後発事象」
- 監査基準報告書 570「継続企業」（以下「監基報 570」という。）
- 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（以下「監基報 600」という。）
- 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（以下「監基報 700」という。）
- 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- 監査基準報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」
- 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報 720」という。）
- 監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」
- 監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」

なお、本実務指針の適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準報告書と併せて理解することが求められている（監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」（以下「監基報 200」という。）第 17 項から第 19 項及び第 21 項参照）。

また、私学法監査及び助成法監査においては、関連する監査基準報告書の「経営者」は「理事者」に、「監査役及び監査役会」及び「監査役等」は「監事」に読み替える。

３．本実務指針は、私学法監査及び助成法監査において前項の監査基準報告書の要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《２．適用時期》

４．本実務指針の適用時期は以下のとおりである。

・　本実務指針（2025 年５月 22 日）は、2025 年４月１日以後開始する会計年度に係る監査から適用する。

《３．背景》

５．私立学校が社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進することを目的に、2023年４月26日に私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「私学法」という。）が改正され、学校法人のガバナンス強化が図られることとなった。その上、社会的な理解を得るためには、情報開示を通じて社会への説明責任を果たすことが重要であり、計算書類等の会計監査機能を強化するため、私学法において新たに学校法人の機関として会計監査人の設置が規定された（私学法第18条第２項及び第104条第２項）。そして、学校法人会計基準の根拠法令が私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（以下「助成法」という。）から私学法に、また、財務報告の主な目的が補助金の適正配分からステークホルダーへの情報開示に変更された。これらにより、2025年４月１日に開始する会計年度から一般開示を目的とする財務諸表に対する私学法監査が導入されることとなったが、私学法監査導入後も助成法監査は継続する。

これらの改正に伴い、私学法監査と助成法監査の監査対象範囲が異なることとなった。そこで、本実務指針は、私学法監査と助成法監査の監査対象範囲を整理する（第11項から第14項）とともに、監査報告書の留意事項及び文例を示すものである。

《４．定義》

６．本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)「大臣所轄学校法人等」－文部科学大臣が所轄庁である学校法人及び事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準（私立学校法施行令第３条）（※）に該当する知事所轄学校法人（私学法第143条）。

（※）政令で定める基準（私立学校法施行令第３条）

・　前年度決算において収益（最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額）が10億円以上又は負債（最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額）が20億円以上である法人

・　かつ、３以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置している法人、あるいは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第３項に規定する広域の通信制の過程を置く私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）を設置している法人

(2)「学校法人会計基準」－学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号（最終改正令和６年９

月30日））

(3) 「私学法監査」－学校法人が作成する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に対し、私学法第86条第１項及び第104条第２項の規定に基づいて会計監査人が実施する監査

(4) 「助成法監査」－助成法第14条第２項及び第４項、私立学校振興助成法施行規則（以下「助成法施行規則」という。）第２条第４号の規定に基づいて公認会計士又は監査法人が実施する監査

(5) 「計算書類」－学校法人会計基準第16条に定める貸借対照表及び収支計算書（事業活動収支計算書、資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書）

(6) 「計算書類の附属明細書」－学校法人会計基準第41条第１項に定める固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書

(7) 「計算関係書類」－私立学校法施行規則（以下「私学法施行規則」という。）第29条第２項に定める計算書類及びその附属明細書

(8) 「計算書類等」－私学法第103条第２項に定める計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

(9) 「会計監査人設置学校法人」－会計監査人の設置が法令で義務付けられている大臣所轄学校法人等及び任意で会計監査人を設置している知事所轄学校法人

(10) 「会計監査人非設置知事所轄学校法人」－知事所轄学校法人で会計監査人を設置していない学校法人

(11) 「助成対象学校法人」－助成法第４条第１項又は第９条に規定する補助金の交付を受ける学校法人

《Ⅱ　会計監査人設置の有無による監査制度の枠組み》

《１．監査制度の概要》

7．第５項で記載のとおり、私学法監査及び助成法監査の二つの制度が両立するが、両制度で作成する書類及び監査対象は異なる。

8．私学法において、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示の適正性を確保するため、会計監査人を設置する学校法人では、監事による監査に加え、会計監査人による会計監査が行われる（私学法第 104 条第２項）。大臣所轄学校法人等では会計監査人の設置が義務付けられ（私学法第 144 条第１項）、大臣所轄学校法人等に該当しない知事所轄学校法人においても寄附行為で定めることによって会計監査人を任意に設置することが可能である（私学法第 18 条第２項）。

9．助成法に基づく補助金の交付を受けている場合（助成法第 14 条第２項の規定に基づき、補助金の額が少額として所轄庁の許可を受けている場合は除く。）、補助金の適正配分の観点から助成法監査が必要となる（助成法第 14 条第２項、第４項及び助成法施行規則第２条第４号）。

《(1) 学校法人において作成する書類の一覧》

10. 学校法人が作成する書類は、私学法及び助成法において規定される。

私　立　学　校　法	私立学校振興助成法及び同施行規則
【私学法第 103 条第２項】 計算書類等 計算書類（貸借対照表及び収支計算書＊） 計算書類の附属明細書 事業報告書 事業報告書の附属明細書 ＊収支計算書は学校法人会計基準第 16 条により規定 収支計算書 事業活動収支計算書 資金収支計算書 活動区分資金収支計算書	【助成法施行規則第２条】 事業活動収支内訳表 資金収支内訳表 人件費支出内訳表
【私学法第 107 条第１項第１号】 財産目録	―

《(2) 監査対象》

11. 学校法人が受ける会計監査は、①会計監査人を設置している法人か否か、②助成法に規定する補助金の交付を受けているか否かで大きく分かれる。

		①（第 12 項）	
		会計監査人設置学校法人 （任意設置の場合を含む。）	会計監査人非設置学校法人
②（第 13 項）	助成法に規定する補助金の交付あり	私学法監査／助成法監査	助成法監査
	助成法に規定する補助金の交付なし	私学法監査	―（第 14 項）

監査対象及びその他の記載内容

学校法人が作成する書類	会計監査人設置学校法人 （任意設置の場合を含む。）		会計監査人 非設置学校法人
	私学法監査	助成法監査	助成法監査（※）
私学法第 103 条第２項			

計算書類 貸借対照表 事業活動収支計算書 資金収支計算書 活動区分資金収支計算書	○（第 28 項）	＊（第 45 項）	○（第 48 項）
計算書類の附属明細書	○（第 28 項）	＊（第 45 項）	○（第 48 項）
事業報告書	＊（第 35 項）	―	―
事業報告書の附属明細書	＊（第 35 項）	―	―
私学法第 107 条第１項第１号			
財産目録 （貸借対照表に対応する項目） （上記以外）	○（第 30 項） ＊（第 35 項）	＊（第 45 項）	―
助成法施行規則第２条			
事業活動収支内訳表	―	＊（第 45 項）	＊（第 58 項）
資金収支内訳表	―	＊（第 45 項）	＊（第 58 項）
人件費支出内訳表	―	○（第 40 項）	○（第 50 項）

（※）前提：会計監査人非設置学校法人の助成法監査において監査事項として計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている場合

○：監査対象

＊：監査報告書において「その他の記載内容」となる書類

① 会計監査人を設置している学校法人か否か

12. 会計監査人設置学校法人の私学法監査対象は、計算関係書類及び財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）である（私学法第 86 条第１項、私学法施行規則第 24 条）。

② 助成法に規定する補助金の交付を受けているか否か

13. 助成法監査においては所轄庁が指定した範囲が監査対象となる。ただし、私学法監査を受けている学校法人については、助成法の所轄庁提出書類に私学法の会計監査報告書が含まれるため、会計監査人の監査対象である計算関係書類については助成法監査の監査意見対象外となる（助成法第 14 条第２項）。

14. 会計監査人非設置知事所轄学校法人で、かつ、助成法に規定する補助金の交付を受けていない、若しくは補助金の額が少額のため、所轄庁の許可により監査を免除されている場合は、私学法監査及び助成法監査のいずれも受ける義務はない。

《(3) 学校法人会計基準又は所轄庁の指示に基づく会計処理の特例》

15. 会計監査人非設置知事所轄学校法人の場合は、計算関係書類を作成するに際し、学校法人会計基準又は所轄庁の指示に基づく会計処理等の特例を適用することが認められる。

学校法人会計基準で規定されている特例は、学校法人会計基準第 48 条から第 50 条に規定された会計処理等で、所轄庁の指示に基づく会計処理等の特例は、各都道府県知事の通知に記載されており、具体的には下表のような会計処理等がある。

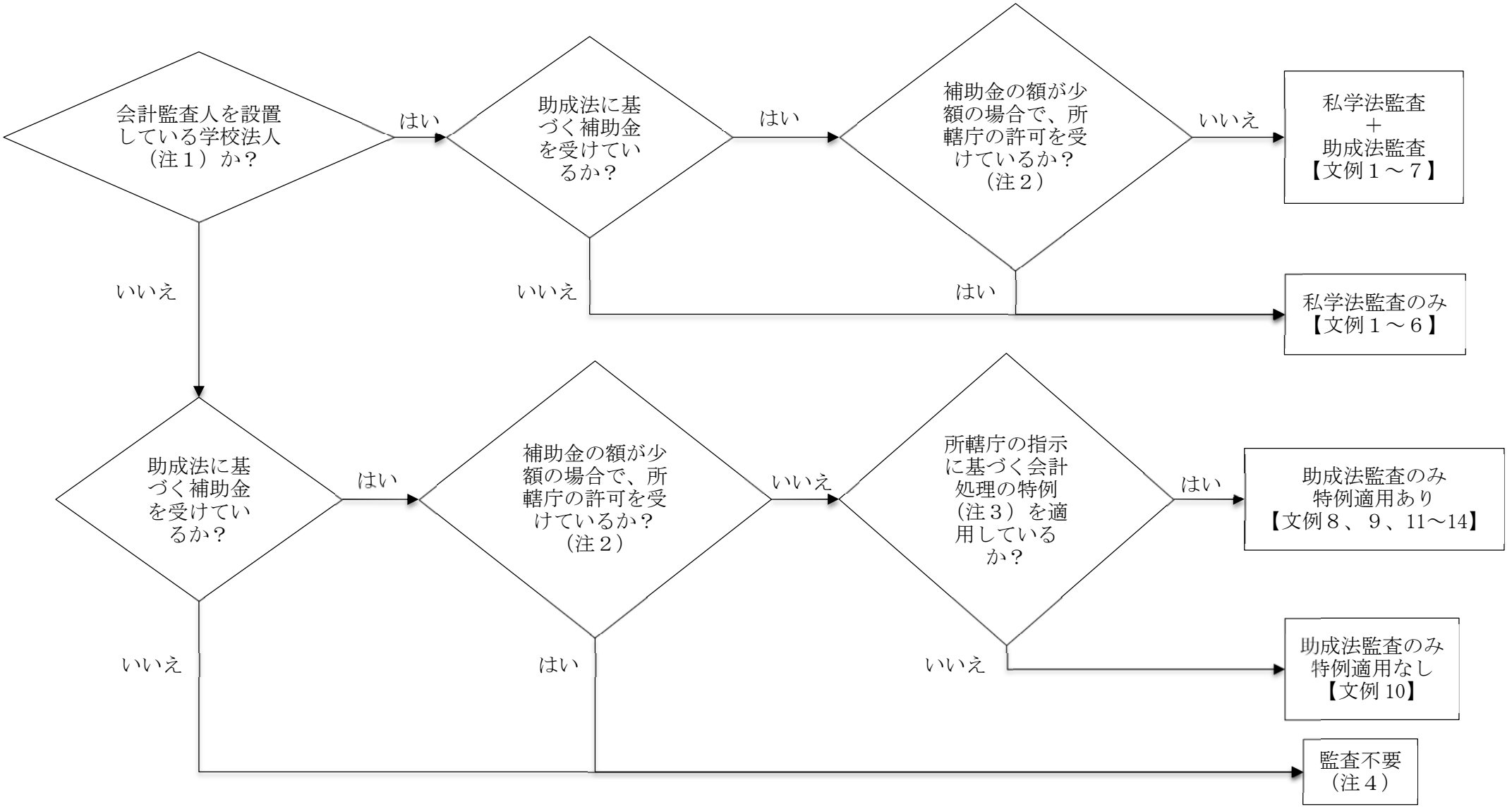
なお、当該特例の適用は会計監査人非設置知事所轄学校法人に限定されており、私学法監査の対象となる会計監査人設置学校法人は特例の適用が認められない（学校法人会計基準第 48 条から第 50 条）。

特　例　事　項	根　拠	高等学校の有無	
		設置あり	設置なし
「活動区分資金収支計算書」作成の省略	学校法人会計基準第 50 条	○	○
「基本金明細書」作成の省略	学校法人会計基準第 50 条	×	○
徴収不能引当金の計上の省略	学校法人会計基準第 48 条	×	○
第４号基本金の全部又は一部を組み入れないこと	学校法人会計基準第 49 条	×	○
「教育研究経費（支出）」と「管理経費（支出）」の科目区分を「経費」の科目に代えること	学校法人会計基準 別表第二の注４ 別表第三の注４	○	○
「教育研究用機器備品（支出）」と「管理用機器備品（支出）」の科目区分を「機器備品（支出）」の科目に代えること	学校法人会計基準 別表第一の注２ 別表第三の注５	○	○
このほか、都道府県知事が個別に特例事項を設定している可能性がある。			

16. 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、所轄庁の指示に基づく会計処理の特例を適用するか否かを選択できるが、適用した場合と適用しない場合とで財務報告の枠組みが準拠性の枠組みとなるか、適正表示の枠組みとなるかが異なる。

《(4) 監査報告書の文例との対応関係》

17. 第 11 項から第 16 項の場合分けに基づき、監査報告書の文例との対応関係を示すと次のとおりとなる。


会計監査人を設置している学校法人（注１）か？
はい
助成法に基づく補助金を受けているか？
はい
補助金の額が少額の場合で、所轄庁の許可を受けているか？（注２）
いいえ
私学法監査＋助成法監査【文例１～７】
いいえ
いいえ
はい
私学法監査のみ【文例１～６】
助成法に基づく補助金を受けているか？
はい
補助金の額が少額の場合で、所轄庁の許可を受けているか？（注２）
いいえ
所轄庁の指示に基づく会計処理の特例（注３）を適用しているか？
はい
助成法監査のみ特例適用あり【文例８、９、11～14】
いいえ
はい
いいえ
助成法監査のみ特例適用なし【文例10】
監査不要（注４）

（注１）大臣所轄学校法人、知事所轄学校法人で大臣所轄学校法人と同等の扱いとなる学校法人（私学法第 143 条）

寄附行為の定めで会計監査人を任意に設置する学校法人（私学法第 18 条第２項）も含む。

（注２）補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたとき、監査不要となる（助成法第 14 条第２項）。

（注３）会計処理の特例は第 15 項参照

（注４）施設型給付費に係る外部監査費加算を受ける場合は、監査が必要（平成 27 年内閣府告示第 49 号）であるため留意する。

《２．私学法に基づく監査に関する財務報告の枠組み》

18. 監査人は、監基報 210 第４項(1)により、「財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断すること」が求められており、この判断に当たって、適用される会計の基準を含む財務報告の枠組みの受入可能性等について留意が必要である。

19. 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない（私学法第 101 条）。文部科学省令で定める基準として学校法人会計基準が定められており、学校法人は、学校法人会計基準に定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならないこととされている（学校法人会計基準第１条第２項）。

また、学校法人は、学校法人会計基準で定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならないとされている（学校法人会計基準第１条第３項）。

20. 広範囲の利用者に共通する情報に対するニーズを満たすことを目的として策定された財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表を「一般目的の財務諸表」といい（監基報 210 の A5 項）、一般目的の財務諸表の作成において利用する財務報告の枠組みが法令等に規定されている場合には、反証がない限り、一般目的の財務諸表のために受入可能なものであると推定されるとされている（監基報 210 の A9 項）。

私学法は私立学校の健全な発達を図ることを目的（私学法第１条）として、私立学校に関わる広範囲の利用者を想定しており、学校法人の計算関係書類も広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすことを目的に作成される。第 19 項で説明したとおり、その作成方法は法令により定められており、法令により定められた学校法人会計基準により規定されている財務報告の枠組みは、反証がない限り、一般目的の財務諸表のために受入可能なものであると推定される。

21. 監基報 200 第 12 項(13)では、「適正表示の枠組み」は、「財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され」、かつ、「財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている」財務報告の枠組みに対して使用されるものとされている。

22. 学校法人会計基準では、計算書類の注記事項として、「財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」を追加開示することが求められており（学校法人会計基準第 40 条第１項第 15 号）、学校法人が適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることを財務報告の枠組みにおいて明示的に認めているものであると理解される。

23. したがって、学校法人会計基準に規定する計算関係書類は、一般目的の財務諸表として受入可能なものであり、また、学校法人会計基準は監基報 200 第 12 項(13)に規定する適正表示の枠組みを満たしていると考えられるため、一般目的の財務報告の枠組みであり、適正表示の枠組みであると考えられる。

《３．助成法に基づく計算書類の監査に関する財務報告の枠組み》

24. 第 19 項から第 23 項で説明したとおり、学校法人会計基準は「一般目的の財務報告の枠組み」である。助成法で提出が求められる計算関係書類も私学法と同じく学校法人会計基準に従って作成されることから、当該基準に準拠して作成される「完全な一組の財務諸表」として「一般目的の財務諸表」である。一方で、第 15 項で説明したとおり、会計監査人非設置知事所轄学校法人の場合は、計算関係書類を作成するに際し、学校法人会計基準又は所轄庁の指示に基づく会計処理等の特例を適用することが認められている。当該特例を適用するか否かにより、学校法人会計基準において要求されている全ての事項の遵守が達成されるか否かが異なるため、当該特例を適用するか否かにより適正表示の枠組みであるか準拠性の枠組みであるかが異なる（監基報 200 第 12 項(13)及び A4 項から A8 項参照）。

《(1) 学校法人が学校法人会計基準等に定める特例を適用していない場合》

25. 学校法人が学校法人会計基準等に定める特例を適用していない場合は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に従って計算関係書類が作成され、第 22 項に記載の追加開示の規定にのっとり、必要な事項の開示もされることになる。よって、適正表示の枠組みの要件を満たしていることから、適正表示の枠組みとなる。

《(2) 学校法人が学校法人会計基準等に定める特例を適用している場合》

26. 学校法人が学校法人会計基準等に定める特例を適用する場合は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準の中で、第 15 項のとおり省略可能となっている事項等があるため、適正表示の枠組みの要件を満たさないことになる。したがって、この場合は準拠性の枠組みとなる。

《４．助成法に基づく内訳表の監査に関する財務報告の枠組み》

27. 助成法施行規則第２条において、助成対象学校法人が所轄庁へ提出すべき書類として、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び人件費支出内訳表が助成法施行規則第５

条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類が示されている。このうち、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表については、学校法人会計基準の資金収支計算書又は事業活動収支計算書の計上額を基礎とするものの、助成法施行規則第３条から第５条に定める部門の区分、様式に基づいて作成が求められているものであり、私学法及び学校法人会計基準に規定されたものではない。助成法に基づく内訳表の基礎となる助成法施行規則は、補助金の適正配分を目的とした規定であり、補助金の配分を行う所轄庁の財務情報に対するニーズを満たすように策定されている。したがって、特別目的の枠組みとなる。また、助成法には、内訳表に関する追加開示の規定もないため、準拠性の枠組みとなる（監基報 200 第 12 項(13)参照）。

《Ⅲ　会計監査人設置学校法人の私学法に基づく監査》

《１．法令に定める計算書類及び監査対象》

《(1) 計算関係書類》

28. 会計監査人設置学校法人は、計算関係書類（学校法人会計基準第 16 条に規定する計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及びその附属明細書）（学校法人会計基準第２条第１項）の作成が求められ、計算書類に記載される重要な会計方針及び注記事項を含めて会計監査の対象となる（私学法第 86 条第１項）。

学校法人は、毎会計年度終了後３月以内に文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算関係書類を作成しなければならないとされている（私学法第 103 条第２項）。

《(2) 収益事業の取扱い》

29. 学校法人において寄附行為で定められた収益事業を行っている場合、学校法人の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（私学法第 19 条第３項）。この場合、計算書類及びその附属明細書に代えて（学校法人会計基準第１条第２項ただし書）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書を一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って作成することが求められており（学校法人会計基準第３条）、私学法監査の対象となる（文部科学省「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」（令和７年３月 27 日６高私参第 27 号））。

《(3) 財産目録》

30. 学校法人は、毎会計年度終了後３月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあっては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、財産目録を作成しなければならない（私学法第 107 条第１項第１号）。財産目録の様式では、「名称」「数量」及び「金額」等を記載するものとされる（学校法人会計基準第 43 条、第 47 条第８号様式）。財産目録は、貸借対照表と整合して作成されるものである。

会計監査人は、財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）を監査する（私学法第 86 条第１項、私学法施行規則第 24 条）。この場合において、監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない（私学法第 86 条第２項）。したがって、監査報告書の文例上、財産目録も会計監査人の意見の対象としている。ただし、学校法人会計基準では財産目録が計算書類の範囲には含まれないことから、独立した「財産目録に対する意見」区分を設け、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表に整合して作成されているかについて意見を表明することとした。

31. 財産目録に対する意見の対象となる項目は、貸借対照表に対応する項目に限られるとされており、具体的には、財産目録の記載項目（学校法人会計基準第 43 条、第 47 条第８号様式）のうち、「名称」及び「金額」が対象となる。

《２．監査上の留意事項》

《(1) 監査報告書日付》

32. 会計監査人の監査を受けた計算関係書類及び財産目録については理事会の承認を受けて確定する（私学法第 104 条第３項及び私学法施行規則第 43 条第１項）ため、監査報告書日付は意見審査完了日以降で、理事会承認日付以前となる。

さらに、監事は、財産状況の監査のうち計算関係書類と財産目録に関する部分について、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する（私学法施行規則第 35 条）ため、会計監査人の監査報告書日付は監事の監査報告よりも前となる（同第 38 条）。

一方で、会計監査報告の通知期限は私学法施行規則第 36 条第１項において「当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日」「当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日」及び「特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日」のうち、いずれか遅い日であることが求められる。

《(2) 宛先》

33. 監査報告書の宛先は、監事及び理事会とする（私学法第 86 条第２項）。

《(3) 継続法人の前提》

34. 監査人は、監基報 570 第 20 項から第 22 項に該当する場合、これらに従って、監査報告書において継続法人に関する事項を報告しなければならないとされている（監基報 700 第 29 項参照）。

学校法人会計基準において、いわゆる「継続企業の前提」について計算書類に記載を求める明文の規定はないが、継続法人の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続法人の前提に関する事項を記載する必要

があると学校法人が判断した場合には、学校法人会計基準第 40 条第 15 号の規定に従い、「財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として注記する。

学校法人が計算書類に注記を記載している場合には、監査人は、監査報告書の「監査意見の根拠」の次に「継続法人の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続法人に関する事項を記載することとなる。なお、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（平成 25 年９月２日 25 高私参第８号）Ⅲ２「第４号基本金相当の資金を有していない場合の注記」は、いわゆる「継続企業の前提」の注記には該当しない。

《３．その他の記載内容》

35. 監査人は、その他の記載内容を通読し、財務諸表及び監査人が監査の過程で得た知識とその他の記載内容に重要な相違があるかどうかを検討することとされている(監基報 720 第３項参照)。また、その他の記載内容を通読する過程において、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払わなければならないとされている（監基報 720 第 14 項参照）。

「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち、当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいい、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報であるとされている。さらに、年次報告書は、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されているものとされている（監基報 720 第 11 項参照）。

学校法人における年次報告書としては、私学法第 103 条第２項に規定される計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）及び私学法第 107 条第１項第１号に規定される財産目録が該当する。

《４．記載順序》

36. 「継続法人の前提に関する重要な不確実性」区分、追記情報（強調事項又はその他の事項）及び「その他の記載内容」区分の記載順序については、利用者にとって関心の高い情報、つまり相対的重要性に関する監査人の判断によって決定することになる。

《Ⅳ　会計監査人設置学校法人の助成法に基づく監査》

37. 会計監査人設置学校法人で助成対象である学校法人は、私学法監査に加え、助成法監査も求められる（助成法第 14 条第２項及び第４項、助成法施行規則第２条第４号)。

《１．法令に定める計算書類及び監査対象》

《(1) 助成法において提出が求められる書類》

38. 助成法第 14 条第４項に基づき計算書類及びその附属明細書の所轄庁への提出が求められる。また、助成法施行規則第２条に基づき事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の所轄庁への提出が求められる。

《(2) 計算書類及びその附属明細書》

39. 会計監査人設置学校法人で助成対象の学校法人は、計算書類及びその附属明細書について、助成法第 14 条第４項に基づき、私学法第 86 条第２項の会計監査報告を添付して所轄庁に提出することが求められる。

《(3) 内訳表》

40. 助成法施行規則第２条に基づき、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表を所轄庁に提出することが求められる。そのうち、人件費支出内訳表は助成法施行規則第２条第４号において、公認会計士又は監査法人の監査報告の提出が求められており、助成法に基づく監査の対象は所轄庁の定めにより人件費支出内訳表となる。

《２．監査上の留意事項》

《(1) 監査報告書日付》

41. 会計監査人設置学校法人においては、私学法の監査報告書日付と同時に助成法の監査報告書も提出されることを想定している。

42. 助成法監査の対象である人件費支出内訳表は、私学法第 104 条第３項に基づく決算承認の対象となっていないため、監査報告は、決算承認に関する理事会との関連に法的な定めはない。したがって、私学法の監査報告書日付と助成法の監査報告書日付については別日での提出を妨げるものではない。

《(2) 宛先》

43. 監査報告書の宛先は、法令等又は契約条件において規定されていることがある。監査対象となる計算関係書類を作成する学校法人の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とする。

《３．その他の記載内容》

44. 助成法第 14 条第４項に基づき、計算書類及びその附属明細書の所轄庁への提出が求められる。また、助成法施行規則第２条に基づき事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の所轄庁への提出が求められる。

45. 助成法に基づく監査の対象となっているのは人件費支出内訳表のみのため、それ以外の書類、すなわち計算書類及びその附属明細書、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表、財産目録並びに助成法施行規則第２条に基づき所轄庁が提出を求めた書類が、監基報 720 の「その他の記載内容」に該当する。

このため、監査人は、「その他の記載内容」を通読し、通読した結果の追加的な対応等については、監基報 720 に従って対応することとなる（監基報 720 第 13 項から第 24 項参照）。

財産目録は助成法に基づく提出書類ではないが、私学法監査の監査報告書と一体であり、結果的に財産目録も所轄庁へ提出することになるため、助成法監査における「その他の記載内容」に該当する。また、助成法施行規則第２条に基づき、所轄庁が提出を求めた書類がある場合、当該書類も「その他の記載内容」に該当する。

なお、事業報告書は助成法に基づく提出書類に含まれないため、助成法監査における「その他の記載内容」には該当しない。

《４．記載順序》

46. 追記情報（強調事項又はその他の事項）及び「その他の記載内容」区分の記載順序については、利用者にとって関心の高い情報、つまり相対的重要性に関する監査人の判断によって決定することになる。

《Ⅴ　会計監査人非設置知事所轄学校法人の助成法に基づく監査》

《１．法令に定める計算書類、内訳表及び監査対象》

《(1) 計算関係書類》

47. 学校法人会計基準において、計算書類とは貸借対照表及び収支計算書とされており、収支計算書は事業活動収支計算書並びに資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書とされ（学校法人会計基準第 16 条）、附属明細書は固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書とされている（学校法人会計基準第 41 条第１項）。ただし、会計監査人非設置知事所轄学校法人は、学校法人会計基準第 16 条及び第 41 条第１項の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書（高等学校を設置するものにあっては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる（学校法人会計基準第 50 条）。

なお、会計監査人を設置しているか否かにかかわらず、全ての学校法人は私学法に従い、毎会計年度終了後３月以内に、計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないとされている（私学法第 103 条第２項）。

48. 助成法に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない（助成法第 14 条第２項）。

《(2) 収益事業の取扱い》

49. 第 29 項に記載のとおり。

《(3) 内訳表》

50. 助成法施行規則第２条において、助成法第 14 条第４項の規定による所轄庁への書類の提出に際して添付しなければならない書類が規定されており、助成対象学校法人が作成すべき内訳表として、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の３表が示されている（助成法施行規則第２条第１号から第３号）。

そのうち、人件費支出内訳表については、同規則第５条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告が求められている（助成法施行規則第２条第４号）。したがって、助成法の監査対象は人件費支出内訳表となる。

51. なお、所轄庁の指示で、人件費支出内訳表以外の内訳表も監査事項として指定された場合は、当該内訳表も監査対象となる（助成法施行規則第２条第４号）。

《２．監査上の留意事項》

《(1) 所轄庁の告示等の確認》

52. 助成法監査においては、所轄庁の定めるところにより監査を行うこととなるため、所轄庁の告示等により、学校法人が作成すべき書類及び監査対象書類を確認する。

《(2) 学校法人会計基準等の特例の適用状況の確認》

53. 第 15 項に記載のとおり、会計監査人非設置知事所轄学校法人は計算書類等を作成するに際し、学校法人会計基準又は所轄庁の指示に基づく会計処理等の特例を適用することができるが、その場合には監査意見が適正表示の枠組みでなく、準拠性の枠組みとなるため年度ごとに適用状況の確認を行う。

《(3) 財務報告の枠組みの検討》

54. 学校法人の会計方針を確認した結果、特例を適用していないことが確かめられた場合、第 25 項に記載のとおり、財務報告の枠組みは、一般目的かつ適正表示の枠組みとなる。

一方で、特例適用が確かめられた場合は、第 26 項に記載のとおり、財務報告の枠組みは、一般目的かつ準拠性の枠組みとなる。

《(4) 監査報告書日付》

55. 監査報告書には、監査人が、計算関係書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならないとされている（監基報 700 第 49 項参照）。

監査報告書の日付は決算承認に関する理事会開催日以降であり、関連する審査を完了した日以降となる。

《(5) 宛先》

56. 監査報告書の宛先は、法令等又は契約条件において規定されていることがある。監査対象となる計算関係書類を作成する学校法人の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とすることになる。

《(6) 継続法人の前提》

57. 第 34 項に記載のとおり。

《３．その他の記載内容》

58. 監査人は、その他の記載内容を通読し、財務諸表及び監査人が監査の過程で得た知識とその他の記載内容に重要な相違があるかどうかを検討することとされている(監基報 720 第３項参照)。また、その他の記載内容を通読する過程において、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払わなければならないとされている（監基報 720 第 14 項参照）。

「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいい、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報であるとされている。さらに、年次報告書は、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されているものとされている（監基報 720 第 11 項参照）。

助成法監査においては、所轄庁の通知によって所轄庁に提出される計算関係書類として一式で編綴される書類には、意見表明の対象の書類と対象外の書類がある。年次報告書が、計算関係書類及び監査報告書を含む文書であることを考慮すると、当該編綴された書類一式が、監基報 720 の「年次報告書」に該当する。したがって、編綴された書類のうち意見表明の対象外である書類は、同じく監基報 720 の「その他の記載内容」に該当する。

会計監査人非設置知事所轄学校法人の助成法監査においては、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表が、その他の記載内容に該当するが、所轄庁の通知によって所轄庁に提出される計算関係書類として一式で編綴される書類がある場合には当該書類もその他の記載内容に該当する。

このため、監査人は、「その他の記載内容」を通読し、通読した結果の追加的な対応等については、監基報 720 に従って対応することとなる（監基報 720 第 13 項から第 24 項参照）。

《４．記載順序》

59. 一般目的適正表示又は一般目的準拠性の枠組みの「計算関係書類監査」、特別目的準拠性の枠組みの「内訳表監査」の順に記載し、「継続法人の前提に関する重要な不確実性」区分、追記情報（強調事項又はその他の事項）及び「その他の記載内容」区分の記載順序については、利用者にとって関心の高い情報、つまり相対的重要性に関する監査人の判断によって決定することになる。

《付録　独立監査人の監査報告書の文例》

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">会計監査人
設置の有無</th><th rowspan="2">私学法監査
/助成法監査</th><th rowspan="2">収益
事業</th><th rowspan="2">特例
適用</th><th colspan="2">財務報告の枠組み</th><th colspan="3">監　査　意　見</th></tr>
<tr><th>計算関係書類</th><th>人件費支出内訳表</th><th>計算関係書類</th><th>財産目録</th><th>人件費支出内訳表</th></tr>
<tr><td>文例１</td><td rowspan="7">設置</td><td rowspan="6">私学法監査</td><td></td><td></td><td rowspan="6">一般目的/
適正表示</td><td rowspan="6">―</td><td>無限定適正意見</td><td>整合</td><td rowspan="6">―</td></tr>
<tr><td>文例２</td><td>あり</td><td></td><td>無限定適正意見</td><td>整合</td></tr>
<tr><td>文例３</td><td></td><td></td><td>重要な虚偽表示による除外事項付意見</td><td></td></tr>
<tr><td>文例４</td><td></td><td></td><td>監査範囲の制約による限定付適正意見</td><td></td></tr>
<tr><td>文例５</td><td></td><td></td><td>重要な虚偽表示による不適正意見</td><td></td></tr>
<tr><td>文例６</td><td></td><td></td><td>監査範囲の制約による意見不表明</td><td></td></tr>
<tr><td>文例７</td><td>助成法監査</td><td></td><td></td><td>―</td><td>特別目的/準拠性</td><td>―</td><td>―</td><td>無限定意見</td></tr>
<tr><td>文例８</td><td rowspan="7">非設置</td><td rowspan="7">助成法監査</td><td></td><td>適用</td><td rowspan="2">一般目的/
準拠性</td><td rowspan="7">特別目的/
準拠性</td><td>無限定意見</td><td rowspan="7">―</td><td>無限定意見</td></tr>
<tr><td>文例９</td><td>あり</td><td>適用</td><td>無限定意見</td><td>無限定意見</td></tr>
<tr><td>文例 10</td><td></td><td></td><td>一般目的/適正表示</td><td>無限定適正意見</td><td>無限定意見</td></tr>
<tr><td>文例 11</td><td></td><td>適用</td><td rowspan="3">一般目的/
準拠性</td><td>重要な虚偽表示による限定意見</td><td>無限定意見</td></tr>
<tr><td>文例 12</td><td></td><td>適用</td><td>監査範囲の制約による限定意見</td><td>無限定意見</td></tr>
<tr><td>文例 13</td><td></td><td>適用</td><td>重要な虚偽表示による否定的意見</td><td>無限定意見</td></tr>
<tr><td>文例 14</td><td></td><td>適用</td><td>監査範囲の制約による意見不表明</td><td>監査範囲の制約による
意見不表明</td></tr>
<tr><td>文例 15</td><td colspan="9">（強調区分）　「継続法人の前例に関する重要な不確実性」区分を設けた場合の文例</td></tr>
<tr><td>文例 16</td><td colspan="9">（強調区分）　「強調事項」及び「その他の事項」を記載する場合の文例</td></tr>
</table>

Ⅰ　会計監査人設置学校法人の文例

１．私学法に基づく監査の監査報告書（計算関係書類、財産目録）

(1) 無限定適正意見

文例１－収益事業を行っていない法人の無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例

（文例の前提となる状況）

監査人は、監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。

独立監査人の監査報告書

×年×月×日

学校法人〇〇
　理事会　御中（注１）

〇〇〇〇公認会計士事務所
〇〇県□□市（注２）
公認会計士　　〇〇〇〇
〇〇〇〇公認会計士事務所
〇〇県□□市（注２）
公認会計士　　〇〇〇〇
（注３）（注４）

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校法第104条第２項に基づき、学校法人〇〇の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注５）の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注５）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち（注５）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち（注５）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注５）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注５）が報告すべき事項はない。（注６）

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注７）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

・　計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校法第 86 条第１項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人〇〇の×年３月 31 日現在の×年度（×年４月１日から×年３月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たち（注８）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）監査報告書の宛先は、監事及び理事会とする（私学法第 86 条第２項）。

（注２）事務所の都市名を記載する場合は、「○○県□□市」のように記載する。

（注３）監査責任者が電子署名を行う場合には、監査報告書にその氏名を表示する。

（注４）① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、以下とする。

○○監査法人

○○県□□市（注２）

指 定 社 員　公認会計士　○○○○

業務執行社員

指 定 社 員　公認会計士　○○○○

業務執行社員

（注３）

② 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときは、以下とする。

○○監査法人

○○県□□市（注２）

代 表 社 員　公認会計士　○○○○

業務執行社員

業務執行社員　公認会計士　○○○○

（注３）

③ 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○○有限責任監査法人

○○事務所（注２）

指定有限責任社員　公認会計士　○○○○

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員　公認会計士　○○○○

業 務 執 行 社 員

（注３）

（注５）会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人」とする。

（注６）監査報告書日より後にその他の記載内容の一部又は全部を入手する予定である場合は、監基報 720 付録２文例２又は文例３を参照する。

（注７）計算関係書類に対する監査で監基報 600 を適用する場合には、以下の文を実施項目に追加する。

「・ 計算関係書類に対する意見表明の基礎となる、計算関係書類に含まれる構成単位（セグメント等）の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算関係

書類の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」

（注８）会計監査人が監査法人の場合は、「当監査法人又は業務執行社員」とする。

文例２－収益事業を行っている法人の無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例

（文例の前提となる状況）

監査人は、監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。

独立監査人の監査報告書

×年×月×日

学校法人〇〇
理事会　御中（注１）

〇〇〇〇公認会計士事務所
〇〇県□□市（注２）
公認会計士　　〇〇〇〇
〇〇〇〇公認会計士事務所
〇〇県□□市（注２）
公認会計士　　〇〇〇〇
（注３）（注４）

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校法第104条第２項に基づき、学校法人〇〇の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の計算関係書類が我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注５）の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注５）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち（注５）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち（注５）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注５）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注５）が報告すべき事項はない。（注６）

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注７）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

・　計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校法第 86 条第１項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人〇〇の×年３月 31 日現在の×年度（×年４月１日から×年３月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係
　法人と私たち（注８）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）（注２）（注３）（注４）（注５）（注６）（注７）（注８）文例１に同じ

(2) 除外事項付意見

①　限定付適正意見

文例３－重要な虚偽表示による除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の文例

（文例の前提となる状況）

監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、計算関係書類の重要な虚偽表示があり、その他の記載内容にも影響する。

＜計算関係書類監査＞
計算関係書類に対する限定付適正意見
　私たち（注１）は、私立学校法第104条第２項に基づき、学校法人〇〇の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。
　私たち（注１）は、上記の計算関係書類が、「計算関係書類に対する限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する限定付適正意見の根拠
　法人は、……について、……ではなく、……により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、資金収入並びに教育活動収支差額及び当年度収支差額がそれぞれ××円過少に計上されている。この影響は……である（注２）。したがって、計算関係書類に及ぼす影響は重要であるが、広範ではない。
　私たち（注１）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注１）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注１）は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注１）の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注１）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち（注１）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち（注１）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注１）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「計算関係書類に対する限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。

私たち（注１）は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

（文例１に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任

（文例１に同じ）

（注１）文例１（注５）に同じ

（注２）「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、不適正意見ではなく限定付適正意見とした理由を、計算関係書類利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第１号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Ｑ１－６「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

文例４－監査範囲の制約による限定付適正意見の監査報告書の文例

（文例の前提となる状況）

監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、計算関係書類の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する。

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する限定付適正意見

私たち（注１）は、私立学校法第104条第２項に基づき、学校法人〇〇の×年度（×年４月１日

から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注１）は、上記の計算関係書類が、「計算関係書類に対する限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する限定付適正意見の根拠

法人は、……している。私たち（注１）は、……により……できなかったため、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私たち（注１）は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は、……である（注２）。したがって、計算関係書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

私たち（注１）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注１）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注１）は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注１）の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注１）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち（注１）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち（注１）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注１）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「計算関係書類に対する限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私たち（注１）は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任
（文例１に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任
（文例１に同じ）

（注１）文例１（注５）に同じ
（注２）「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付適正意見とした理由を、計算関係書類利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第１号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Ｑ１－６「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

②　不適正意見

文例５－重要な虚偽表示による不適正意見を表明する場合の監査報告書の文例

（文例の前提となる状況）

監査人は、監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、計算関係書類に関する不適正意見を生じさせる事項はその他の記載内容にも影響を及ぼしている。

＜計算関係書類監査＞
計算関係書類に対する不適正意見
私たち（注１）は、私立学校法第104条第２項に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。
私たち（注１）は、上記の計算関係書類が、「計算関係書類に対する不適正意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、適正に表示していないものと認める。

計算関係書類に対する不適正意見の根拠
法人は、……について……ではなく、……により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、資金収入並びに教育活動収支差額及び当年度収支差額がそれぞれ××円過大に計上され、有形固定資産が××円過大に表示されている。
私たち（注１）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注１）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注

１）は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注１）の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注１）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち（注１）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち（注１）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注１）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「計算関係書類に対する不適正意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。

私たち（注１）は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

（文例１に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任

（文例１に同じ）

（注１）文例１（注５）に同じ

③　意見不表明

文例６－監査範囲の制約による意見不表明の場合の監査報告書の文例

監査人が計算関係書類に対する意見を表明しない場合、その他の記載内容に関する区分は含めない（監基報 720 の A56 項参照）。

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する意見不表明

私たち（注１）は、私立学校法第104条第２項に基づき、学校法人〇〇の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書

をいう。以下同じ。）について監査を行った。
　私たち（注１）は、「計算関係書類に対する意見不表明の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、当該計算関係書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

計算関係書類に対する意見不表明の根拠
　私たち（注１）は、……（意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった理由を記載する。）……、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。その結果、私たち（注１）は、……に関連する項目に関して、何らかの修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任
　（文例１に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「計算関係書類に対する意見不表明の根拠」に記載されているとおり、私たち（注１）は計算関係書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

（注１）文例１（注５）に同じ

２．助成法に基づく監査の監査報告書（人件費支出内訳表）

文例７－無限定意見を表明する場合の監査報告書の文例（会計監査人設置学校法人の助成法監査）

独立監査人の監査報告書

×年×月×日

学校法人○○
　理事会　御中（注１）

○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注２）
公認会計士　　○○○○
○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注２）
公認会計士　　○○○○
（注３）（注４）

監査意見

私たち（注５）は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条第４号の規定並びに×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の人件費支出内訳表（注６）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の人件費支出内訳表（注６）が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「人件費支出内訳表（注６）の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表（注６）は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たち（注５）の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、人件費支出内訳表（注６）及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注５）の人件費支出内訳表（注６）に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注５）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

人件費支出内訳表（注６）の監査における私たち（注５）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と人件費支出内訳表（注６）又は私たち（注５）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注５）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注５）が報告すべき事項はない。

人件費支出内訳表（注６）に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表（注６）を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表（注６）を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表（注６）の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表（注６）の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表（注６）に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表（注６）に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表（注６）の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注７）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　人件費支出内訳表（注６）の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
・　人件費支出内訳表（注６）の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たち（注８）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）監査報告書の宛先は、法令等又は契約条件において規定されていることがある。監査対象となる計算関係書類を作成する法人の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とする。

（注２）（注３）（注４）（注５）（注８）　文例１に同じ

（注６）監査事項として、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表が指定されている場合には、「人件費支出内訳表等（事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表）」と記載する。

（注７）人件費支出内訳表に対する監査で監基報 600 を適用する場合には、以下の文を実施項目に追加する。

「・　人件費支出内訳表（注６）に対する意見表明の基礎となる、人件費支出内訳表（注６）に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、人件費支出内訳表（注６）の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」

Ⅱ　会計監査人非設置知事所轄学校法人の助成法の監査報告書の文例

１．無限定意見

文例８－収益事業を行っていない法人の無限定意見を表明する場合の監査報告書の文例（会計監査人非設置知事所轄学校法人－特例適用あり）

（文例の前提となる状況）

監査事項として、計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている。

<u>独立監査人の監査報告書</u>

×年×月×日

学校法人○○
　理事会　御中（注１）

○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注２）
公認会計士　　○○○○
○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注２）
公認会計士　　○○○○
（注３）（注４）

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書（注６）、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の計算関係書類が、全ての重要な点において、我が国において一般に

公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注７）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、

入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

・　計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜人件費支出内訳表（注８）監査＞

人件費支出内訳表（注８）に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校振興助成法第 14 条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条第４号の規定並びに×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月 31 日まで）の人件費支出内訳表（注８）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の人件費支出内訳表（注８）が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

人件費支出内訳表（注８）に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「人件費支出内訳表（注８）の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表（注８）は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たち（注５）の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

人件費支出内訳表（注８）に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学

校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表（注８）を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表（注８）を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表（注８）の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表（注８）の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表（注８）に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表（注８）に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表（注８）の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注９）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　人件費支出内訳表（注８）の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
・　人件費支出内訳表（注８）の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注８）及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注５）の計算関係書類及び人件費支出内訳表（注８）に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注５）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表（注８）の監査における私たち（注５）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表（注８）又は私たち（注５）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注５）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注５）が報告すべき事項はない。

利害関係

法人と私たち（注10）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）文例７に同じ

（注２）（注３）（注４）（注５）（注７）文例１に同じ

（注６）監査事項として、活動区分資金収支計算書が指定されている場合には、「貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書」と記載する。

（注８）文例７（注６）に同じ

（注９）文例７（注７）に同じ

（注 10）文例１（注８）に同じ

文例９－収益事業を行っている法人の無限定意見を表明する場合の監査報告書の文例（会計監査人非設置知事所轄学校法人－特例適用あり）

（文例の前提となる状況）

監査事項として、計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている。

独立監査人の監査報告書

×年×月×日

学校法人○○

理事会　御中（注１）

○○○○公認会計士事務所

○○県□□市（注２）

公認会計士　　○○○○

○○○○公認会計士事務所

○○県□□市（注２）

公認会計士　　○○○○

（注３）（注４）

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書（注６）、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の計算関係書類が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注７）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス

クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

・　計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜人件費支出内訳表（注８）監査＞

人件費支出内訳表（注８）に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校振興助成法第 14 条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条第４号の規定並びに×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月 31 日まで）の人件費支出内訳表（注８）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の人件費支出内訳表（注８）が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

人件費支出内訳表（注８）に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「人件費支出内訳表（注８）の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表（注８）は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たち（注５）の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

人件費支出内訳表（注８）に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表（注８）を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表（注８）を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表（注８）の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表（注８）の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表（注８）に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表（注８）に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表（注８）の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注９）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　人件費支出内訳表（注８）の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
・　人件費支出内訳表（注８）の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注８）及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注５）の計算関係書類及び人件費支出内訳表（注８）に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注５）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表（注８）の監査における私たち（注５）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表（注８）又は私たち（注５）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注５）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注５）が報告すべき事項はない。

利害関係

法人と私たち（注10）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）文例７に同じ
（注２）（注３）（注４）（注５）（注７）文例１に同じ
（注６）文例８に同じ
（注８）文例７（注６）に同じ
（注９）文例７（注７）に同じ
（注 10）文例１（注８）に同じ

文例 10－収益事業を行っていない法人の無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例
（会計監査人非設置知事所轄学校法人－特例適用なし）

（文例の前提となる状況）

監査事項として、計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている。

<u>独立監査人の監査報告書</u>

×年×月×日

学校法人〇〇
理事会　御中（注１）

○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注２）
公認会計士　　○○○○
○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注２）
公認会計士　　○○○○
（注３）（注４）

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注６）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
・　計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜人件費支出内訳表（注７）監査＞

人件費支出内訳表（注７）に対する監査意見

私たち（注５）は、私立学校振興助成法第 14 条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条第４号の規定並びに×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月 31 日まで）の人件費支出内訳表（注７）について監査を行った。

私たち（注５）は、上記の人件費支出内訳表（注７）が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準

拠して作成されているものと認める。

人件費支出内訳表（注７）に対する監査意見の根拠

私たち（注５）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注５）の責任は、「人件費支出内訳表（注７）の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注５）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注５）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表（注７）は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たち（注５）の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

人件費支出内訳表（注７）に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表（注７）を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表（注７）を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表（注７）の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表（注７）の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表（注７）に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表（注７）に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表（注７）の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注８）

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　人件費支出内訳表（注７）の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案

するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。

・　人件費支出内訳表（注７）の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注７）及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注５）の計算関係書類及び人件費支出内訳表（注７）に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注５）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表（注７）の監査における私たち（注５）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表（注７）又は私たち（注５）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注５）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注５）が報告すべき事項はない。

利害関係

法人と私たち（注９）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）文例７に同じ

（注２）（注３）（注４）（注５）文例１に同じ

（注６）文例１（注７）に同じ

（注７）文例７（注６）に同じ

（注８）文例７（注７）に同じ

（注９）文例１（注８）に同じ

※　収益事業を行っている場合には、文例９を参照する。

２．除外事項付意見

(1) 限定意見

文例 11－重要な虚偽表示による限定意見の文例（会計監査人非設置知事所轄学校法人－特例適用あり）

（文例の前提となる状況）

- 監査事項として、計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている。
- 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、計算関係書類の重要な虚偽表示があり、その他の記載内容にも影響する。

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する限定意見

私たち（注１）は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書（注２）、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注１）は、上記の計算関係書類が、「計算関係書類に対する限定意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす影響を除き、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算関係書類に対する限定意見の根拠

法人は、……について……の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、資金収入並びに教育活動収支差額及び当年度収支差額が、それぞれ××円過小に表示されている。この影響は……である（注３）。したがって、計算関係書類に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

私たち（注１）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注１）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注１）は、限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

（文例８に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任

（文例８に同じ）

＜人件費支出内訳表（注４）監査＞
（文例８に同じ）

その他の記載内容
その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注４）及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。
私たち（注１）の計算関係書類及び人件費支出内訳表（注４）に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注１）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算関係書類及び人件費支出内訳表（注４）の監査における私たち（注１）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表（注４）又は私たち（注１）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
私たち（注１）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
上記の「計算関係書類に対する限定意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。
私たち（注１）は、同様の理由から、私立学校振興助成法第 14 条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注４）及びその監査報告書以外の情報に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

（注１）文例１（注５）に同じ
（注２）文例８（注６）に同じ
（注３）「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、否定的意見ではなく限定意見とした理由を、計算関係書類利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書 700 実務ガイダンス第１号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Ｑ１－６「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。
（注４）文例７（注６）に同じ

文例 12－監査範囲の制約による限定意見の文例（会計監査人非設置知事所轄学校法人－特例適用あり）

（文例の前提となる状況）

- 監査事項として、計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている。
- 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、計算関係書類の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する。

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する限定意見

私たち（注１）は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書（注２）、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注１）は、上記の計算関係書類が、「計算関係書類に対する限定意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす可能性のある影響を除き、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算関係書類に対する限定意見の根拠

法人は、……している。私たち（注１）は、……できなかったため、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、私たち（注１）は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は……である（注３）。したがって、計算関係書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

私たち（注１）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注１）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注１）は、限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

（文例８に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任

（文例８に同じ）

＜人件費支出内訳表（注４）監査＞

（文例８に同じ）

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注４）及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注１）の計算関係書類及び人件費支出内訳表（注４）に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注１）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表（注４）の監査における私たち（注１）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表（注４）又は私たち（注１）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注１）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「計算関係書類に対する限定意見の根拠」に記載したとおり、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私たち（注１）は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

（注１）文例１（注５）に同じ

（注２）文例８（注６）に同じ

（注３）「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定意見とした理由を、計算関係書類利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書 700 実務ガイダンス第１号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Ｑ１－６「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

（注４）文例７（注６）に同じ

(2) 否定的意見

文例 13－重要な虚偽表示による否定的意見の文例（会計監査人非設置知事所轄学校法人－特例適用あり）

（文例の前提となる状況）

- 監査事項として、計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている。
- 監査人は、監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、計算関係書類に関する否定的意見を生じさせる事項はその他の記載内容にも影響を及ぼしている。

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する否定的意見

私たち（注１）は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書（注２）、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注１）は、上記の計算関係書類が、「計算関係書類に対する否定的意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されていないものと認める。

計算関係書類に対する否定的意見の根拠

法人は、……について、……ではなく、……により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、資金収入並びに教育活動収支差額及び当年度収支差額がそれぞれ××円過大に計上され、有形固定資産が××円過大に表示されている。

私たち（注１）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注１）の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注１）は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

（文例８に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任

（文例８に同じ）

＜人件費支出内訳表（注３）監査＞

（文例８に同じ）

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注３）及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注１）の計算関係書類及び人件費支出内訳表（注３）に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注１）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表（注３）の監査における私たち（注１）の責任は、その他

の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表（注３）又は私たち（注１）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注１）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「計算関係書類に対する否定的意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。

私たち（注１）は、同様の理由から、私立学校振興助成法第 14 条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表（注３）及びその監査報告書以外の情報に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

（注１）文例１（注５）に同じ
（注２）文例８（注６）に同じ
（注３）文例７（注６）に同じ

(3) 意見不表明

文例 14－監査範囲の制約による意見不表明の文例（会計監査人非設置知事所轄学校法人－特例適用あり）

監査人が計算関係書類及び人件費支出内訳表に対する意見を表明しない場合、その他の記載内容に関する区分は含めない（監基報 720 の A56 項参照）。

（文例の前提となる状況）

監査事項として、計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている。

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する意見不表明

私たち（注１）は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書（注２）、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注１）は、「計算関係書類に対する意見不表明の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算関係書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

計算関係書類に対する意見不表明の根拠

私たち（注１）は、……（意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった理由を記載する。）……、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手

することができなかった。その結果、私たち（注１）は、……に関連する項目に関して、何らかの修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

（文例８に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「計算関係書類に対する意見不表明の根拠」に記載されているとおり、私たち（注１）は計算関係書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

＜人件費支出内訳表（注３）監査＞

人件費支出内訳表（注３）に対する意見不表明

私たち（注１）は、私立学校振興助成法第 14 条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条第４号の規定並びに×年×月×日付け○○○告示第××号に基づき、学校法人○○の×年度（×年４月１日から×年３月 31 日まで）の人件費支出内訳表（注３）について監査を行った。

私たち（注１）は、「人件費支出内訳表（注３）に対する意見不表明の根拠」に記載した事項の人件費支出内訳表（注３）に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、人件費支出内訳表（注３）に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

人件費支出内訳表（注３）に対する意見不表明の根拠

私たち（注１）は、……（意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった理由を記載する。）……、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。その結果、私たち（注１）は、……に関連する項目に関して、何らかの修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

その他の事項

（文例８に同じ）

人件費支出内訳表（注３）に対する理事者及び監事の責任

（文例８に同じ）

人件費支出内訳表（注３）の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実

施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「人件費支出内訳表（注３）に対する意見不表明の根拠」に記載されているとおり、私たち（注１）は人件費支出内訳表（注３）に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。私たち（注１）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

（注１）文例１（注５）に同じ
（注２）文例８（注６）に同じ
（注３）文例７（注６）に同じ

Ⅲ　「強調事項」区分を設ける場合の文例

「強調事項」を記載する場合には、計算関係書類における記載箇所と関連付けて強調する事項を明瞭に記載する必要がある。

文例 15－「継続法人の前提に関する重要な不確実性」区分を設けた場合の文例

継続法人の前提に関する重要な不確実性

継続法人の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は……の状況にあることから、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算関係書類は継続法人を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算関係書類に反映されていない。

当該事項は、私たち（注）の意見に影響を及ぼすものではない。

（注）文例１（注５）に同じ

文例 16－「強調事項」及び「その他の事項」を記載する場合の監査報告書の文例

（文例の前提となる状況）

強調事項とその他の事項（前年度の計算関係書類を前任監査人が監査していることを記載する場合）

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、……。当該事項は、私たち（注１）の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

法人の×年３月31日をもって終了した前年度の計算関係書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算関係書類に対して×年×月×日付けで無限定適正意見（注２）を表明している。

（注１）文例１（注５）に同じ
（注２）準拠性意見の場合には適宜修正する。

以　上